

# 居 宅 介 護 支 援

資 料 編

各居宅介護支援事業者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長  
( 公 印 省 略 )

介護保険制度における居宅介護支援の適切な運用について（通知）

日頃から本県の高齢者福祉行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険制度の基本理念である利用者の自立支援を推進する上で、居宅介護支援事業は、大変重要な役割を担っています。特に、居宅サービス計画の作成は、居宅における介護サービスの提供の根幹となるものです。

平成24年度介護報酬改定においては、自立支援型のケアシステムを推進する観点から、居宅サービス計画の作成に当たって、サービス担当者会議やモニタリングを適切に実施するため、運営基準減算について評価の見直しが行われ、適正な事業運営が求められているところです。

このような状況の中で、今年度の県及び高松市が実施した実地指導及び監査において、「指定居宅介護支援等の業務の人員及び運営に関する基準（厚生省令第38号。以下「基準省令」という。）」の理解不足や居宅サービス計画の作成における認識の誤りによって、居宅介護支援の業務が適切に行われず、運営基準減算となる複数の事業所が見受けられたところです。

つきましては、居宅介護支援事業について、再度確認を行い、下記の点に御留意の上、自己点検を行っていただきますようお願いいたします。

なお、今後、保険者とも連携し、今までと同様に必要性が認められる場合は、随時監査等により業務の内容を確認させていただきますので、念のため、申し添えます。

記

- 1 基準省令第13条に示された具体的取扱方針に従い、利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の作成、居宅サービス計画の実施状況の把握などの居宅介護支援を構成する一連の業務を適切に行うこと。
- 2 上記1の業務が適切に行えていない場合は、運営基準違反であること。
- 3 「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）」第3の6に示された居宅介護支援の業務が適切に行われない場合に

については、具体的な要件のいずれか1つでも実施していない場合は、運営基準減算とすること。

(1) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更において、以下の①～④の全ての業務を行うこと。

① アセスメントに当たり、居宅を訪問し、利用者及び家族に面接をすること。

② 居宅サービス計画原案に係る担当者全員を招集して行うサービス担当者会議を開催すること。

③ 居宅サービス計画原案を説明し、利用者の同意を得ること。

④ 居宅サービス計画を利用者及び担当者へ交付すること。

(2) 新規作成だけではなく、要介護更新認定時及び要介護状態区分の変更時もサービス担当者会議を開催すること。

(3) 1月に1回は居宅を訪問し、利用者に面接した上で、そのモニタリングの結果を記録すること。

4 居宅サービス計画を作成していない場合、要介護更新認定時及び要介護状態区分の変更時に居宅サービス計画を変更していない場合は、居宅介護支援費は算定できないものであること。

また、利用者の解決すべき課題に変化が認められる時点においても、居宅サービス計画の変更を行っていない場合は、居宅介護支援費は算定できないこと。

なお、長期及び短期目標の期間終了時は、原則、居宅サービス計画の変更を行う必要があること。

5 居宅サービス計画の「軽微な変更」として取扱う場合は、居宅サービス計画を変更する必要があるか、当該計画の軽微な変更で十分であるかについて、利用者の心身の状態や解決すべき課題等の変更の有無を、モニタリングにより十分に把握した上で判断すること（平成24年7月20日付け事務連絡「居宅サービス計画の軽微な変更の取扱いについて」参照）。

さらに、「軽微な変更」とする場合は、当該利用者の解決すべき課題に変化がないことや、基準省令第13条第3号から第11号までの一連の業務を行う必要がない理由を記録すること。

6 基準省令第13条各号の業務を実施したことが記録等により確認できない場合は、実施していないものと見なすこと。

【問い合わせ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課

在宅サービスグループ 担当 富山・石川

電話 087-832-3274 FAX 087-806-0206

※なお、高松市に所在地のある事業者については、

高松市健康福祉部介護保険課 担当 池田

電話 087-839-2326 FAX 087-839-2337

各指定居宅介護支援事業者 御中

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
在宅サービスグループ

### 居宅サービス計画の軽微な変更の取扱いについて

日頃から本県の介護保険行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、居宅サービス計画の軽微な変更の内容については、別添のとおり、介護保険最新情報 Vol. 155 「「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直し」に関するご意見への対応について（平成22年7月30日、厚生労働省課長通知）」で示されているところですが、市町で開催された介護支援専門員連絡会において、サービス提供の曜日・回数変更などの際の取扱いに関する質問が数多くありましたので、その取扱いについて、下記のとおり、改めてお知らせいたします。

つきましては、居宅サービス計画の軽微な変更の取扱いについて、再度、御確認いただき、適切な居宅介護支援業務の実施をお願いいたします。

#### 記

例えば、①利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合、②同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合、③単なる目標設定期間の延長を行う場合（ケアプラン上の目標設定（課題や期間）を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など）には、「軽微な変更」に該当する場合があります。

ただし、居宅サービス計画を変更する必要があるか、当該計画の軽微な変更で十分であるかについては、利用者の心身の状態や解決すべき課題等の変化の有無をモニタリングにより十分に把握した上で判断すべきものです。

なお、この取扱いについては、厚生労働省が示した考え方に沿ったものであり、従前どおりの取扱いと変わりはありません。

今後とも、介護支援専門員におかれては、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるように努めていただくようお願いいたします。

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局振興課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直し」

に関するご意見への対応について

計10枚（本紙を除く）

Vol.155

平成22年7月30日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう、よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3937）  
FAX：03-3503-7894

老介発0730第1号  
老高発0730第1号  
老振発0730第1号  
老老発0730第1号  
平成22年7月30日

各都道府県介護保険担当課(室)  
各市町村介護保険担当課(室)  
各介護保険関係団体

御中

厚生労働省老健局介護保険計画課長



高齢者支援課長



振興課長



老人保健課長



「介護保険制度に係る書類・事務手続の見直し」に関するご意見への対応について

介護保険制度に係る書類・事務手続については、書類作成や事務手続が煩雑で、関係者の負担となっているとの意見があることから、本年2月3日から3月31日までの間、広く利用者、事業者、従事者、自治体等関係者の皆様からご意見を募集したところです。

この度、本募集において提案されたご意見のうち、早期に対応が可能なものについて、別添のとおりいたしますので、趣旨をご理解の上、管内市(区)町村、関係団体、関係機関に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないよう願います。

介護保険制度に係る書類・事務負担の見直しに関するアンケート（「早期に対応が可能なもの」に関する対応）（別添）

Ⅰ 居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員関係

項目	意見への対応
<p>1 居宅介護支援</p> <p>(1) 居宅介護サービス計画書(ケアプラン)の記入例について</p>	<p>居宅介護サービス計画書(ケアプラン)の記入例については、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「居宅サービス計画書作成の手引」(発行(財)長寿社会開発センター)</li> <li>・「居宅サービス計画ガイドライン」(発行(福)全国社会福祉協議会)</li> </ul> <p>など、市販されている参考書籍が多数発行されている。また、介護支援専門員の実務研修なども地域において様々な開講され、特にケアマネの資格取得に必修となっている「実務研修」には「居宅サービス計画等の作成」、実務就業後1年未満の者が受講する「実務従事者基礎研修」には「ケアマネジント点検演習」、さらには一定の実務経験をもとに専門知識の習得を目指す「専門研修」においても事例研究等の研修課程を設けているところであり、これらの活用を図りたい。</p>
<p>(2) 居宅サービス計画書の更新の時期の明確化について</p>	<p>居宅サービス計画書の更新(変更)については、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年7月29日老企22厚生労働省老人保健福祉局企画課、以下「基準」)の「第二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の「3 運営」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①モニタリングを行い、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合は、居宅サービス計画の変更(※)により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</li> <li>②介護支援専門員は、利用者が要介護状態区分の変更を受けた場合など本号に掲げる場合(※)には、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</li> </ul> <p>と規定しているところである。</p>
<p>(3) 緊急入院等におけるモニタリングの例外について</p>	<p>したがって、指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令38、以下「基準」という。)においても、モニタリングにより利用者の状態(解決すべき課題)に変化が認められる場合や、要介護認定の更新時において、居宅サービス計画書の更新(変更)を求めるところであり、これを周知徹底したい。</p> <p>※基準第13条14 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。(中略)</p> <p>イ 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合 ロ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p>
<p>(4) 「家族旅行などで、ショートステイを利用する際のサービス担当者会議とモニタリングの取扱について(会議とモニタリングを同時に行うことができるか否かについて)</p>	<p>基準の解釈通知の「第二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 3 運営」(7)指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針 ⑩モニタリングの実施において、「特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面談を行い(以下略)」とされている。さらに「特段の事情」とは、「利用者の居宅を訪問し、利用者に面談することができない場合を主として指すもの」として指している。従って、入院・入所等利用者の事情により利用者の居宅において面談することができない場合は「特段の事情」に該当し、必ずしも訪問しなくても減算となるものではない。</p> <p>ただし、入院・入所期間中でもモニタリングをしていく必要性はあることから、その後の継続的なモニタリングは必要となるものであり、留意されたい。</p>
<p>(4) 「家族旅行などで、ショートステイを利用する際のサービス担当者会議とモニタリングの取扱について(会議とモニタリングを同時に行うことができるか否かについて)</p>	<p>指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準(平成11年3月31日厚令38)の第13条に掲げるケアマネジメントの一連のプロセスについては、第1条に掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列挙しているものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めていくことが必要となる。しかしながら、より効果的・効率的な支援を実施することが可能な場合は、必ずしも同基準の順序に固執するものではなく、例えば、困難事例への対応に関して、関係機関が集まって、それぞれの機関が把握している情報を共有し、まずは現状の評価を行うという場合について、サービス担当者会議とモニタリングを同時に行うことも考えられる。</p>

<p>2 介護予防支援</p>	<p>(1) 地域包括支援センターの指定介護予防支援業務の委託に関する事務手続きについて</p>	<p>要支援者に係る地域包括支援センターの指定介護予防支援業務の委託の事務手続きについては、「介護予防支援業務の実施に当たり重点化・効率化が可能な事項について」(平成19年7月23日老振発0723001・老老発0723001、厚生労働省老健局振興・老人保健課長通知)の1(3)において、「介護予防サービス・支援計画書(中略)の作成契約は、利用者及び地域包括支援センターとの間で締結するものであり、地域包括支援センターが介護予防サービス・支援計画書の作成を指定居宅介護支援事業者(中略)に委託している場合であっても、利用者と委託先の指定居宅介護支援事業者との間で改めて契約を締結する必要はない。」とされており、利用者は地域包括支援センターと委託先の居宅介護支援事業者の両者と契約する必要はないので、ご留意されたい。ただし、利用者、地域包括支援センター、委託先の居宅介護支援事業者の三者の間の役割分担上の混乱を避ける観点から、一定の取り決めを行うことも想定される。</p>
<p>(2) 指定介護予防支援業務の常勤換算方法について</p>	<p>「指定居宅介護支援等の専業の人員及び運営に関する基準」(平成11年7月29日老企22厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知)の「第二指定居宅介護支援等の専業の人員及び運営に関する基準」の「(7)指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針」の「O23指定介護予防支援業務の受託上限」において、「指定居宅介護支援事業者は、(中略)指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けることができるが、当該委託を受けることが出来る利用者(中略)の数は、常勤換算方法で算定した介護支援専門員1人につき8人を限度とする。(以下略)」とされており、これを周知徹底していく。</p>	
<p>(3) 介護予防支援業務における介護予防支援・サービス評価表の記載内容について</p>	<p>介護予防支援業務における介護予防支援・サービス評価表の記載内容については、保険者の自主的な判断により介護予防を推進していく観点から、保険者において個別に最良の様式を定めていることから、個々の評価表において記載される内容にある程度差が生じることは想定されることである。なお、国においては、「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」(平成18年3月31日老振発0331009号厚生労働省老健局振興課長通知)の「介護予防支援業務に係る関連様式例記載要領」の「4 介護予防サービス・支援評価表」において標準様式を示していることであり、今後とも活用されたい。</p>	

<p>3 ケアプランの軽微な変更の内容 について(ケアプランの作成)</p>	<p>「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(以下、「基準」)の「(7)指定居宅介護支援の基本取組方針及び具体的取組方針」の「(9)居宅サービス計画の変更」において、居宅サービス計画の変更する際には、原則として、指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令38、以下「基準」という。)の第13条第3号から第11号までに規定されたケアプラン作成にあたっての一連の業務を行うことを規定している。なお、「利用者の希望による軽微な変更(サービス提供日時の変更等)を行う場合には、この必要はないものとする。」とされているところである。</p>
<p>サービス提供の曜日変更</p>	<p>利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合には、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
<p>サービス提供の回数変更</p>	<p>同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合には、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
<p>利用者の住所変更</p>	<p>利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
<p>事業所の名称変更</p>	<p>単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
<p>目標期間の延長</p>	<p>単なる目標設定期間の延長を行う場合(ケアプラン上の目標設定(課題や期間)を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など)については、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
<p>福祉用具で同等の用具に変更するに際して 単位数のみが異なる場合</p>	<p>福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
<p>目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更</p>	<p>目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更については、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
<p>目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合</p>	<p>第一表の総合的な援助の方針や第二表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
<p>担当介護支援専門員の変更</p>	<p>契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更(但し、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者と同識を有していること。)のような場合には、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>



IV 住宅改修・福祉用具

<p>(1) 軽度者の福祉用具貸与の取扱いに係る手続きについて</p>	<p>軽度者への福祉用具貸与の例外給付については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号)でお示ししているとおり、</p> <p>① 医師の医学的な所見に基づく判断          ② サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント          ③ 書面等確実な方法による市町村の確認</p> <p>により要否を判断することとし、このうち①については、主治医意見書により確認する方法でも差し支えないこととしている。この他、医学的な所見を確認する方法として、保険者が認める場合には、次の方法などが考えられるものである。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師の診断書</li> <li>・ 介護支援専門員が、医師の所見を聴取の上、その内容を記載した居宅サービス計画</li> <li>・ その他、医師が医学的な所見に基づく判断を行ったことを示す書類</li> </ul>
<p>(2) 住宅改修が必要な理由書の内容の重複について</p>	<p>住宅改修が必要な理由書については、「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」(平成12年3月8日老企第42号)でお示しているとおおり、1ページに利用者の身体状況、介護状況等の利用者が置かれている総合的状況を記載し、これを踏まえて、2ページに活動ごとに改善しようとしている生活動作とその動作を行う上で困難な状況等の個別詳細な状況や改修項目を記載するものであり、内容の重複はないと考えている。</p> <p>なお、居宅サービス計画等の記載と重複する内容については、居宅サービス計画等の記載内容により確認することができる項目について、「別紙居宅サービス計画〇〇欄参照」と記載する等により、理由書への記載を省略して差し支えない。</p>
<p>(3) 住宅改修が必要な理由書への記載の省略について</p>	<p>住宅改修が必要な理由書については、「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」(平成12年3月8日老企第42号)においてお示しているとおおり、利用者に対する居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の記載内容により確認することができる項目について、「別紙居宅サービス計画〇〇欄参照」と記載する等により、理由書への記載を省略して差し支えない。</p>
<p>(4) 住宅改修に関する申請書の「改修の箇所及び規模」の確認方法について</p>	<p>「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について(平成12年3月8日老企第42号)」でお示しているとおおり、当該記載箇所については、同時に提出する当該申請に係る住宅改修の予定の状態が確認できるもの]においてこれらの内容が明らかになっている場合は、「別紙〇〇参照」と記載する等により、申請書には工事種別のみを記載することとして差し支えない。</p>

V 指定・更新・変更

<p>(1) 指定更新時における申請書類について</p>	<p>指定居宅サービス等の指定更新時における申請書類については、「介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第38号)第115条等によりサービスごとに示しているところであるが、指定権者(都道府県知事又は市区町村長)は、事業者(施設)が既に提出している事項の一朝に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略することができることとされており、各指定権者に当たっては、こうした取扱いの周知を図ることに伴って、申請書に添付する書類に必要とされる書類について必要とされたい。</p> <p>なお、例えば、訪問介護に関する指定・更新に当たって必要とされている書類についてまとめると、別表1のとおりである。</p>
<p>(2) 新規指定の申請様式について</p>	<p>指定居宅サービス等の指定申請に関する様式等については、「指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則(参考例)の送付について(平成21年4月24日老健局振興課事務連絡)」(以下「参考例事務連絡」という。)において、厚生労働省から参考例を示しているところであり、各自治体において引き続き活用されたい。</p>

(3) 指定の変更の届出様式について	指定居宅サービス等の変更の届出に関する様式等については、参考例事務連絡において、厚生労働省から参考例を示し、各自治体において適宜追加・修正等の上、引き続き活用されたい。
(4) 指定居宅サービスの指定等事務に関する勤務体制一覧表について	指定居宅サービスの指定等事務に関する様式等については、参考例事務連絡において、厚生労働省から参考例を示し、各自治体において適宜追加・修正等の上、活用されているところであるが、同事務連絡における参考様式1(従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表)の備考7において、「各事業所・施設において使用している勤務表等(既に事業を実施しているときは直近月の実績)により、職種、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間が確認できる場合は、その書類をもって添付書類として差し支えありません。」とされているところであり、各自治体においてはこうした取扱いの活用により事務負担の簡素化に努められたい。
(5) 居宅サービスの各事業所の運営規程について	運営規程については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)」(以下「指定居宅サービス基準」という。)等によりサービスごとに定めておく事項を示しているところであるが、例えば訪問介護については「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準」について(平成11年9月17日老企第25号)「(以下「居宅基準通知」という。))第三の一の1(17)において「同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合に行う場合は、運営規程を一体的に作成することとし、かつ同一事業者において訪問介護と介護予防訪問介護の指定を併せて受け、かつ一体的な事業運営をしている場合は、運営規程を一体的に作成してよい。
<b>VI その他</b>	
(1) 介護予防事業特定高齢者施策のケアプラン作成について	介護予防事業におけるケアプランについては、特に必要な場合等を除き、原則、地域包括支援センターによる作成を不要にするなど、事業の効率化を図ることとする。 【近日中に通知発出予定】
(2) 特定高齢者施策の簡素化等について	介護予防事業については、例えば、対象者の選定方法を健診に代えて高齢者のニーズを把握するための調査を活用する方法に見直し、事業内容をより高齢者のニーズに合ったものに見直し、事業の効率化、充実を図ることとする。 【近日中に通知発出予定】
(3) 通所介護の個別機能訓練加算における「個別機能訓練計画」及び介護予防通所介護の運動器機能向上加算における「運動器機能向上計画」について	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成20年7月29日厚生労働省老健高計画課長・飯塚課長・老人保健課長連名通知)」において、通所介護における個別機能訓練計画等については通所介護計画等との一体的作成を認めることとしており、各自治体におかれはこれを徹底されたい。 【参考】平成20年実施の事務負担軽減(個別機能訓練加算・運動器機能向上加算関係)(別表2)
(4) 通所介護の個別機能訓練加算における「個別機能訓練計画」及び介護予防通所介護の運動器機能向上加算における「運動器機能向上計画」について	利用者ごとに保管され、常時事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧可能とするよう求められている「個別機能訓練に関する実施記録(実施時間・訓練内容・担当者等)」については、栄養改善加算、口腔機能向上加算、運動器機能向上加算における定期的な記録に関する取扱いと同様に、指定居宅サービス基準第105条において準用する第19条に規定するサービスの提供の記録に所要の事項を記録している場合は、改めて記録する必要はなく、また、あらかじめ策定された個別機能訓練計画に基づき実施記録チェック表などを策定し、当該表にチェックをしていく方法等によることも可能である。
(5) 介護職員処遇改善交付金の申請手続の簡素化について	介護職員処遇改善交付金の申請手続については、「介護職員処遇改善交付金事業実施要領」において示しているところであるが、平成22年3月30日付けで一部改正を行い、都道府県の判断で、交付金を受けようとする事業者が前年度の対象事業者の承認を受けている場合において、キャリアパス要件等届出書や計画書添付書類の内容に変更がないときは、その届出を省略させることができることとしたところである。

<p>(6) 介護職員処遇改善交付金に関する様式等の統一について</p>	<p>「介護職員処遇改善交付金申請の際の添付資料の簡素化について(お願い)(平成21年11月13日老健局介護保険計画課事務連絡)」において、全国の都道府県に対し、添付書類を必要最小限に限るよう要請し、手続の簡素化を図ったところであり、引き続き適切な運用が図られるよう配慮してまいります。</p>
<p>(7) 介護職員処遇改善交付金に関する説明会の開催について</p>	<p>これまで、例えば「全国介護保険担当課長会議」(H21.5.28)等の機会において、本交付金の説明会を行ってきたところであり、各都道府県においてもそれぞれ説明会等が行われている。 なお、本交付金の概要については、厚生労働省のホームページにおいても掲載しているところであり、参照いただきたい。</p>
<p>(8) 介護職員処遇改善交付金のキャリアパス要件について</p>	<p>長期的に介護職員の確保・定着の推進を図るためには、能力、資格、経験等に応じた処遇がなされることが重要と指摘を受けているところであり、厚生労働省としては、介護職員処遇改善交付金事業を介護の現場にキャリアパスの仕組みを導入、普及促進する一つの契機と捉え、「平成21年度介護職員処遇改善等臨時特別交付金の運営について(平成22年3月30日付厚生労働省老健局長通知)」により「介護職員処遇改善交付金事業実施要領」の一部改正を行い、キャリアパス要件等の追加を行ったところ。 キャリアパス要件の内容及び様式、添付書類については、可能な限り簡素なものとする。キャリアパスを賃金に反映したい場合は賃金向上のための取り組みを行うことで可とするなど小規模な事業所にも配慮したものとしたいほか、適用時期については平成22年10月とし、都道府県における介護サービス事業者に対する周知期間及び介護サービス事業者の準備期間を十分に確保する等の措置を行っているところである。</p>
<p>(9) 介護職員処遇改善交付金のキャリアパスモデルについて</p>	<p>厚生労働省ホームページにおいて、介護の関係団体作成のキャリアパスモデルをとりまとめ、掲載している。ご参照願いたい。</p>
<p>(10) 介護職員処遇改善交付金のキャリアパス要件等届出書を法人単位で届け出る場合の取扱いについて</p>	<p>キャリアパス要件等届出書については、介護職員処遇改善計画書と同一の単位(法人ごと等)で作成して差し支えない。</p>
<p>(11) 通所介護計画の作成担当者について</p>	<p>通所介護計画については、指定居宅サービス基準第99条第1項により管理者が作成しなければならない取扱いとしているところであるが、実際の作成については居宅基準解釈通知第三の六の3(3)において、 ① 通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者に取りまとめを行わせるものとし、とあり、実質的な作成を生活相談員が行うことは差し支えない。 ② 通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものである。 としている。 したがって、最終的に通所介護計画が管理者の責任において作成されることは必要であるが、実際の作成業務は、生活相談員・介護職員・介護職員・機能訓練指導員が共同して行って差し支えないことから、各事業所の実情に応じて適切な業務分担をしていただきたい。</p>
<p>(12) 訪問介護における院内内介助の取扱いについて</p>	<p>訪問介護における院内内介助の取扱いについては、「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合』の適用関係について」(平成16年5月8日老振発第0508001号、老老発第0508001号)において、「基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる」とされているところである。なお、「訪問介護における院内内介助の取扱いについて」(平成22年4月28日事務連絡)において、改めて、示しているところであり、今後とも周知徹底を図りたい。</p>

<p>(13) 特定施設入居者生活介護における一時介護室の取扱いについて</p>	<p>特定施設入居者生活介護における一時介護室の取扱いについては、運営基準等に係るQ&amp;A(平成13年3月28日事務連絡)で示しているところであるが、今後も事務連絡のとおり、全ての居室が介護居室である場合は一時介護室は設けないこととして差し支えないと考える。 なお、運営基準に係るQ&amp;Aの取扱いに関する事例を示すと、以下の通りである。 【具体例】 ・全室介護居室であって、2人居室がある場合</p>
<p>(14) 認知症対応型通所介護の利用者について</p>	<p>認知症対応型通所介護の利用者については、医師の診断書等の固一的な取り扱いで確認を求めたものではないが、サービス担当者会議や、介護支援専門員のアセスメント等において、当該利用者にとっての認知症対応型通所介護サービスの必要性及び利用目的を十分に検討・確認されたい。</p>
<p>(15) 高額医療合算介護サービス費の支給に係る事務手続の簡素化について</p>	<p>高額医療・高額介護合算制度における申請手続については、介護保険法施行規則及び医療保険各法の施行規則において、介護保険担当課及び医療保険担当課の両窓口で申請する旨規定されているが、国民健康保険制度又は後期高齢者医療制度の加入者については、市町村の判断により手続を省略することができ、申請を国民健康保険担当課又は後期高齢者医療担当課のみに行えばよいという取扱いを可能としている。</p>
<p>(16) 日用品費等の取扱いについて</p>	<p>介護報酬の算定における日常生活費の解釈については、通知、Q&amp;A等において統一的な解釈を示しているところであり、今後とも周知徹底を図りたい。 【「日常生活費」の具体例】 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 等</p>
<p>(17) 生活援助の取扱いについて</p>	<p>訪問介護の生活援助について、個々の利用者の状況に応じて判断するものであり、同居家族がいることをもって一律機械的に拒否するべきものではなく、今後とも周知徹底を図りたい。 (平成21年12月に、自治体に対して取扱を再周知したところ)</p>

【別表1】 指定時及び更新時における必要書類（訪問介護の場合）

事項	更新時
事業所の名称・所在地	要
申請者の名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	
事業の開始予定年月日	不要
定款、寄付行為、登記事項証明書等	既に指定権者に提出している事項に変更がないときは省略可能（※）
平面図	
管理者、サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所、経歴	
運営規程	
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	
従業者の勤務の体制・勤務形態	
資産の状況	
居宅介護サービス費の請求に関する事項	要
（欠格事由に該当しないことに関する）誓約書	
役員の氏名、生年月日、住所	
その他指定権者が必要と認める事項	
現に受けている指定の有効期間満了日	

※ 居宅サービスと一体的に介護予防サービスを運用する場合も同様の取扱いが可能

【別表2】（参考）平成20年実施の事務負担軽減（個別機能訓練加算・運動器機能向上加算関係）

関係する加算	改正の概要（平成20年8月1日施行）
個別機能訓練加算 （通所介護）	○ 個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画に記載する場合は、その記載をもって代替することができる。
運動器機能向上加算 （介護予防通所介護）	○ 運動器機能向上計画に相当する内容を介護予防通所介護計画に記載する場合は、その記載をもって代替することができる。 ○ 運営基準において作成が義務づけられている「サービスの提供の記録において」運動器機能向上加算の要件となっている「運動器の機能の定期的な記録」に相当する内容を記録する場合は、その記録をもって代替することができる。